

○平成二十七年総務省告示第六十七号（管理規程の細目を定める件）

件）

改正 令和六年九月二十六日総務省告示第二百六十五号

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年総務省令第十二号）の施行に伴い、及び電気通信事業法施行規則（昭和六十一年郵政省令第二十五号）第二十九条第二項の規定に基づき、平成十九年総務省告示第六百四十四号（管理規程の細目を定める件）の全部を改正する。

電気通信事業法施行規則第二十九条第二項に規定する細目は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

一 情報セキュリティの確保のための方針に関すること	二 事業用電気通信設備の設計、工事、維持及び運用に関すること
(1) 情報セキュリティ確保のための基本方針の策定及び見直しに関すること。 (2) 不正アクセス等への対処を定めた危機管理計画の策定及び見直しに関すること。	(1) 電気通信主任技術者、広報担当者その他の工事、維持及び運用に従事する者（事業用電気通信設備の設計、工事、維持及び運用に従事する者に対する教育及び訓練等の実施に関すること）の段階にわたる委託を含む。以下同じ。 （2）する場合にあっては、当該委託先の従事者を含む。以下「従業者等」とい

う。）の教育及び訓練に関すること。

従業者等の設備の工事、維持及び運用に関する作業に係る教育及び訓練に関すること。

従業者等の応急復旧措置に係る訓練に関すること。

三 事業用電気通信設備の設計、工事、維持及び運用に関すること	
(1) 設備の設定におけるデータの誤設定及び誤入力防止並びに関連する設備間の設定の整合性に関すること。	(2) 設備の不具合を事前に発見するための設備の試験に関すること。
(3) 設備の冗長構成の確保、予備設備への切替動作の確認及び予備設備への切替不能時における対応に関すること。	(4) 工事の手順書の適切な作成及び遵守並びに着工前における工事の手順書及び内容の確認に関すること。
(5) 工事後の試験に関すること。	(6) 設備の変更の際にとるべき事項に関すること。
(7) 設備及び設備を設置する建築物等の基準及び指標に関すること。	

<p>四 情報セキュリティ対策に関すること</p> <p>(2) 情報漏えい防止対策に関すること。</p> <p>(1) 情報の分類及び重要情報の管理に関すること。</p>	<p>(8) 将来の利用動向を考慮した設備計画の策定及び実施に関すること。</p> <p>(9) 設備の導入後における設備の不具合発見のために行う監視の項目及び方法に関すること。</p> <p>(10) 事故の防止を目的とした設備の監視データの分析に関すること。</p> <p>(11) 経年劣化による自然故障等を考慮した設備の定期的な点検及び検査（デジタル技術の活用による点検及び検査を含む。）に関すること（予備設備への切替動作の確認（デジタル技術の活用による確認を含む。）に関することを含む。）。</p> <p>(12) 設備を設置する建築物及び空気調和設備の定期的な保全点検（デジタル技術の活用による点検を含む。）に関すること。</p> <p>(13) 維持及び運用の委託に関すること。</p> <p>(14) 通信の秘密の確保に関すること。</p>
--	--

<p>六 防犯対策に関すること</p> <p>(2) 防犯管理の手順化に関すること。</p> <p>(1) 防犯装置の定期的な保全点検に関すること。</p>	<p>五 ソフトウェアの信頼性の確保に関すること</p> <p>(1) トライヒック増加等を踏まえた、組織内の関係部門及び委託先との連携を含めたソフトウェアの信頼性の確保に関すること。</p> <p>(2) 商用に近い環境での試験に関すること。</p> <p>(3) 定期的なソフトウェアのリスク分析及び更新に関すること。</p> <p>(4) ソフトウェアの安全・信頼性の基準及び指標に関すること。</p>	<p>(3) 外部委託時の情報セキュリティ対策に関すること。</p> <p>(4) サイバー攻撃への対処に関すること。</p> <p>(5) 情報セキュリティに関する最新の技術情報等を踏まえた情報セキュリティ対策の見直しに関すること。</p> <p>(6) 定期的な監査の実施に関すること。</p> <p>(7) 監査結果を踏まえた情報セキュリティ対策全体の見直しに関すること。</p> <p>(8) サプライチェーンリスクを考慮した対策に関すること。</p>
--	--	--

<p>七 事業用電気通信設備のうち、その損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務大臣が別に告示するもののリスクの分析及び評価に関すること</p> <p>八 ふくそう、事故、災害その他非常の場合の報告、記録、措置及び周知に関すること</p> <p>(3) 障害の極小化対策に関すること。</p> <p>(4) 故障設備に応じた定型的・類型的な応急復旧措置（一次措置）の速やかな実施に関すること。</p>	<p>(1) 当該設備の損壊又は故障等の発生リスク（予備設備への切替不能及びサバイレント故障に係るもの）を含む。）の調査及び分析に関すること。</p> <p>(2) 調査及び分析された発生リスクに対する対応措置及び応急復旧措置の整備に関すること。</p> <p>(3) 整備された対応措置及び応急復旧措置を実施した場合の電気通信役務に与える影響に関する評価（想定復旧時間を含む。）に関すること。</p> <p>(1) 迅速な原因分析のための機器等の製造・販売等を行う者等との連携に関すること。</p> <p>(2) 速やかな故障の検知及び故障設備の特定に関すること（サイレント故障への対処を含む。）。</p> <p>(3) 情報提供手段の多様化に関すること。</p> <p>(4) 利用者への周知・広報に関する国・ガイドライン等を踏まえた取組に関すること。</p> <p>(5) 事故発生時の記録等に基づく事故の内容・原因の分析・検証に関する具体的な取組及び再発防止策の策定に関すること。</p> <p>(6) 事故の内容・原因・再発防止策等、事故の収束後の情報公開に関すること。</p>	<p>と。</p>
---	--	-----------

<p>九 利用者の利益の保護の観点から行う利用者に対する情報提供に関すること</p>	<p>(1) 情報提供窓口、ホームページ等における情報掲載場所の明確化に関すること。</p> <p>(2) 利用者が理解しやすい情報の提供に関すること。</p> <p>(3) 利用者が理解しやすい情報の提供に関すること。</p>	<p>(4) 情報提供手段の多様化に関すること。</p> <p>(5) 速やかな情報提供のための関係者間の連携に関すること。</p> <p>(6) 利用者への周知・広報に関する国・ガイドライン等を踏まえた取組に関すること。</p>	<p>(5)</p>
<p>十 事故の再発防止のための対策に関すること</p>	<p>(1) 原因の分析・検証に関する具体的な取組及び再発防止策の策定に関すること。</p> <p>(2) 事故の内容・原因・再発防止策等、事故の収束後の情報公開に関すること。</p>	<p>(3) 事故の内容・原因・再発防止策等、事故の収束後の情報公開に関すること。</p> <p>(4) 事故の内容・原因・再発防止策等、事故の収束後の情報公開に関すること。</p> <p>(5) 一次措置が機能しない場合にとるべき措置（二次措置）の速やかな実施に関すること。</p> <p>(6) 接続電気通信事業者との連携に関すること。</p>	<p>(5)</p>

<p>十一 当該管理規程の遵守状況について自ら行う点検及び評価に関すること</p> <p>十二 当該管理規程に記載された事項の実施に必要な経営資源の状況について自ら行う点検、評価及び見直しに關すること</p>	<p>(4) 第三者による事故の検証に関すること。</p> <p>(3) 第三者による事故の検証に関すること。</p> <p>事故の報告に関する制度の活用による管理規程の見直しに関すること。</p> <p>経営の責任者による一年に一回以上の当該管理規程の遵守状況（七の項に掲げるリスクの分析及び評価における対応措置及び応急復旧措置を実施した場合の電気通信役務に与える影響に関する評価（想定復旧時間を含む。）の実施状況を含む。）に係る点検及び評価（事業用電気通信設備の設計、工事、維持又は運用を委託する場合にあっては、当該委託先の当該管理規程の遵守状況に係る点検及び評価を含む。）に関すること。</p> <p>経営の責任者による一年に一回以上の当該管理規程に記載された事項の実施に必要な人材、設備、資金、組織その他の経営資源が十分であることについて自ら行う点検及び評価並びに経営資源の配分の見直しに関すること。</p>
--	--

この告示は、電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十三号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

#### 附 則